

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京理科大学(以下「法人」という。)の寄附行為(昭和26年3月1日認可。以下「寄附行為」という。)第61条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、期末慰労金、特別慰労金、退職慰労金、特別退職慰労金、業務上等の災害に対する補償、弔慰金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益とする。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(通勤手当、交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、報酬、期末慰労金、特別慰労金、退職慰労金を支給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、第7条に規定する特別退職慰労金を支給することができる。
- 3 寄附行為第8条第1項第1号に規定する理事については、前条第4号に規定する役員報酬等は支給しない。ただし、同号に規定する業務上等の災害に対する補償及び弔慰金については、この限りではない。

(報酬月額)

第4条 役員のうち、理事長、総括常務理事及び常務理事(以下「理事長等」という。)の報酬月額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬月額は、国家公務員指定職俸給表8号俸の俸給月額の1.1倍相当額とする。
  - (2) 寄附行為第18条第2項に規定される総括常務理事の報酬月額は、国家公務員指定職俸給表5号俸の俸給月額相当額とする。
  - (3) 前号の総括常務理事を除く常務理事の報酬月額は、国家公務員指定職俸給表3号俸の俸給月額相当額とする。
- 2 正規職員又は嘱託職員が理事長等となった場合の報酬月額は、職員として得るべき俸給を除いた額とする。ただし、報酬月額は千円単位を切り捨てた額とする。
  - 3 前2項の報酬月額には、それぞれ正規職員の地域手当に準ずる率を乗じた額を地域手当相当額として加え支給する。ただし、報酬月額に地域手当相当額を加えた額については、千円単位を切り捨てた額とする。
  - 4 第1項の役員を除く役員報酬月額については、別表第1に定める額を支給する。

(期末慰労金及び特別慰労金)

第5条 役員には、毎月の報酬のほか、期末慰労金及び特別慰労金(以下「期末慰労金等」という。)を支給する。

- 2 役員への期末慰労金等は、基準日及び基準日前1月以内に在任する者に支給する。
- 3 役員への期末慰労金等は、報酬月額に別表第2の支給率を乗じた額の範囲内で、理事会において決定する。ただし、対象期間内に複数の報酬月額の期間がある場合、期間

の割合に応じて支給率を調整する。

- 4 前項にかかわらず、正規職員又は嘱託職員が理事長等となった場合の期末慰労金は、職員として得るべき給与、賞与等と同額になるよう支給する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、役員が退任したときに、その者に支給する。この場合において、死亡による退任の場合には、その遺族に支給する。

- 2 退職慰労金の額は、在任期間1期につき別表第3に定める額を支給する。この場合、退任時までの間に該当する役職区分が複数あるときは、それぞれの役職区分ごとに算出した額の合計額とする。

- 3 前項で在任期間1期に達しない役職区分は、月割りにより支給する。この場合、支給額は、千円単位を切り捨てた額とする。

- 4 前項の在任期間は、15日以上在任する月を1月とする。ただし、同月に15日に達する役職区分が複数あるとき、在任期間が長い役職区分を1月とし、もう一方の役職区分は1月としない。

(特別退職慰労金)

第7条 在任期間が8年を超えて退任する役員に対し、理事会において法人に対する功労が顕著であると認められた場合に限り、前条に規定する退職慰労金のほか、その額の2割を超えない範囲で特別退職慰労金を支給することができる。この場合、支給額は、千円単位を切り捨てた額とし、理事会において決定する。

(報酬の改定)

第8条 役員の報酬の改定は、役職区分が変更となった場合を除き、当該任期内は行わないものとする。

- 2 第4条第1項及び第2項に規定する役員が任期途中で就任した場合の当該役員の報酬月額、当該役職の就任日における国家公務員指定職俸給表を適用する。

(支給方法等)

第9条 役員の報酬、期末慰労金等、退職慰労金及び特別退職慰労金の支給方法等については、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、毎月15日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休日に当たるときは、前営業日に支払うものとする。
  - (2) 期末慰労金は、原則として毎年6月及び12月に支給するものとする。
  - (3) 特別慰労金は、原則として毎年4月に支給するものとする。
  - (4) 退職慰労金は、役員を退任した日から起算して1月以内に支給するものとする。
  - (5) 特別退職慰労金は、原則として前号の退職慰労金と合算して支給するものとする。
- 2 前項に規定する報酬等は原則として、役員の指定する本人の銀行口座に、全額を振り込むことによって支払うものとする。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申出のあった積立金等を控除して支給する。

(業務上等の災害に対する補償)

第10条 法人は、役員が負傷、疾病若しくは障害を被った場合又は死亡した場合に、当該役員又はその遺族に対し、法人が加入する災害補償保険の給付の範囲内で補償を行うものとする。

- 2 前項の補償に関する手続は、理事会の決議を得て行うものとする。

(弔慰金)

第11条 役員が死亡した場合は、遺族に対し弔慰金を支給する。

- 2 前項の支給に関する基準等は、理事会の決議によって定めるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 本規程における遺族の範囲及び順序は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条までの定めによる。

(費用)

第13条 常勤の役員には、通勤手当を支給することができる。

2 非常勤の役員には、理事会等への出席の都度、交通費の実費を支給することができる。

3 役員には、別に定める出張旅費規程に基づいて、旅費を支給することができる。

4 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(報酬の計算)

第14条 新たに役員に就任した者には、その月の報酬月額を満額支給する。

2 前項の規定にかかわらず、就任月の在任日数が15日未満のときは、就任日以降の在任日数を基礎として日割りによって計算した報酬月額を支給する。

3 月の中途における退任、又は解任の場合の報酬月額については、その月の報酬月額の満額を支給する。

4 月の中途における役職区分の変更の場合の報酬月額については、それぞれの役職区分ごとに、その月の総日数を基礎として日割りによって計算した額を支給する。

(端数の処理)

第15条 前条により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第16条 法人は、この規程をもって、私立学校法(昭和24年法律第270号)第151条第2号及び私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)第55条第2項に定める役員に対する報酬等の支給の基準として公表する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議を経て決定する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議によって行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成10年10月1日から施行する。

2 法人役員報酬規程(理事会内規)は、廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の際、現に役員である者については、その当該任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成11年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月13日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年12月28日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行日の前日において、現に第2条第2項第2号及び第3号の規定に該当する者に係る在任期間の取扱いについては、なお従前の例とする。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行日の前日において、現に学校法人東京理科大学寄附行為第8条第1項第1号の規定に該当する者の在任期間中の取扱いについては、なお従前の例による。  
附 則  
この規程は、平成23年3月15日から施行し、平成23年2月1日から適用する。  
附 則  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
附 則  
(施行日)
- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行日前に役員であった者の取扱いについては、なお従前の例による。  
附 則  
この規程は、令和7年12月5日から施行する。

別表第1(第4条関係)

| 役職区分                             | 報酬月額     |
|----------------------------------|----------|
| (1)理事会において決定する重要な日常業務を担当する業務執行理事 | 600,000円 |
| (2)業務執行理事                        | 300,000円 |
| (3)非業務執行理事                       | 250,000円 |
| (4)監事(常勤)                        | 500,000円 |
| (5)監事(非常勤)                       | 250,000円 |

※(2)、(3)の理事が、現に法人の専任職員(専任扱嘱託を含まない。)であり、かつ、学部長又は研究科長を補する期間は、報酬月額を上記の2分の1とする。

別表第2(第5条関係)

◎期末慰労金(6月) [基準日：6月1日 対象期間：12月2日～6月1日]

| 在任期間       | 支給率 (期間率)      |
|------------|----------------|
| 6ヶ月        | 3.55 (100/100) |
| 5ヶ月以上6ヶ月未満 | 2.84 (80/100)  |
| 3ヶ月以上5ヶ月未満 | 2.13 (60/100)  |
| 3ヶ月未満      | 1.065 (30/100) |

◎期末慰労金(12月) [基準日：12月1日 対象期間：6月2日～12月1日]

| 在任期間       | 支給率 (期間率)      |
|------------|----------------|
| 6ヶ月        | 4.25 (100/100) |
| 5ヶ月以上6ヶ月未満 | 3.4 (80/100)   |
| 3ヶ月以上5ヶ月未満 | 2.55 (60/100)  |
| 3ヶ月未満      | 1.275 (30/100) |

◎特別慰労金 [基準日：3月31日 対象期間：4月1日～3月31日]

| 在任期間 | 支給率 (期間率) |
|------|-----------|
|------|-----------|

12ヶ月

2.0 (12/12)

※在任期間が12月未満の場合には、月数に応じた期間率を乗じた支給率とする。  
別表第3(第6条関係)

| 役職区分                                   | 手当額(在任期間1期につき) |
|--|----------------|
| (1)理事長                                 | 15,000,000円    |
| (2)学校法人東京理科大学寄附行為第18条第2項により規定される総括常務理事 | 10,000,000円    |
| (3)前号の総括常務理事を除く常務理事                    | 8,000,000円     |
| (4)理事会において決定する重要な日常業務を担当する業務執行理事       | 3,000,000円     |
| (5)業務執行理事                              | 2,000,000円     |
| (6)非業務執行理事                             | 2,000,000円     |
| (7)監事(常勤)                              | 2,500,000円     |
| (8)監事(非常勤)                             | 2,000,000円     |